平成２８年（フ）第２１７２号
横浜市泉区上飯田町4666番地の６
債務者　丸岡　厚三
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬川　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１７３号
横浜市泉区上飯田町4666番地の６
債務者　丸岡　英子
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬川　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５３０号
静岡市葵区川合１丁目３番15―105号、旧住所静岡市葵区大鋸町４番地の３　天理教愛日分教会
債務者　吉田　輝江
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　英行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１１５号
千葉県市川市平田３丁目27番15号
破産者　有限会社オリビア
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８３１号
千葉市花見川区千種町295番地２　テクノパレス713号
破産者　段木　拓哉
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３４３号
千葉県八千代市萱田1609番地１　ジークレフ八千代中央313号
破産者　池邊　　洋
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７６８号
千葉県船橋市新高根５丁目19番７号　デ・マドアール201号
破産者　黒岩　　清
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４２７号
埼玉県朝霞市栄町４丁目６番20号
破産者　有限会社海星
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５８６号
埼玉県さいたま市桜区桜田３丁目３番１号
破産者　株式会社埼玉松源
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１７３号
千葉県市原市姉崎962番地11　フルールⅦ番館201
破産者　小松　弘晃
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４４０号
千葉県船橋市芝山２丁目３番５―410号
破産者　豊留亜季子
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５４９号
千葉県市原市馬立803番地１　パークパーシモン105号
破産者　芝崎　敏幸（旧姓内田）
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６４２号
千葉県市川市湊新田２丁目５番９号　（メゾン岡田２号館201号）
破産者　土屋ゆう子
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６６９号
千葉県市川市原木３丁目17番24―508号（ヴェルドミール21）
破産者　才郷　勝吉
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７３６号
千葉市稲毛区緑町１丁目30番３号　グリーンファイブ102号
破産者　松島　一雄
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７４８号
千葉県市原市西五所18番地５　県営住宅11棟302号
破産者　森　　裕嗣
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７６１号
千葉県市川市塩焼２丁目１番15―316号　（ダイニチ館Ｆ―17）
破産者　吉岡　映子
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９号
大阪府和泉市万町251番地
破産者　株式会社なかぎし
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
奈良県大和高田市大字大中21番地の２
破産者　有限会社リカーズ
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師28番地の334
破産者　有限会社瓜生建設
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部